

報告第7号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年8月1日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県彦根市城町

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所および氏名は掲載していません。

2 事件名 市道舗装の陥没による自動車損傷事故

3 事件の概要

令和5年6月3日午後1時45分頃、米原市野一色地先の市道板戸市場線において、上記相手方が所有する車両が当該市道舗装の陥没部分を通過した際、当該車両右前輪タイヤが裂傷した。

4 損害賠償の額

金22,429円とする。

令和5年8月1日

米原市長 平尾道雄